

# 令和7年度「新規狩猟者参入促進補助金」のご案内

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

狩猟免許の取得と狩猟者登録に要した  
経費の一部を支援します！！



## 対象者

以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- 鳥取県在住者（補助金申請時点）
- イノシシ及びニホンジカを捕獲できる『わな猟』または『第一種銃猟』の免許を令和5年度以降に取得した方
- 令和7年度に鳥取県で初めて『わな猟』または『第一種銃猟』あるいはその両方の狩猟者登録を行った方
- （第一種銃猟の登録を行った方）令和8年2月末日までに銃所持許可を受けている方に限ります。

### 一注意事項

- ・免許の種類に関わらず、これまでに本補助金の支給を受けた方には支給されません。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けた方又は受ける予定の方も対象外です。

## 補助金額

狩猟者登録の種類	わな猟	第一種銃猟	わな猟及び第一種銃猟
補助金額(円)	20,900	24,100	31,800

## 申請手続き

補助金を受け取るには、申請手続きが必要です。狩猟者登録完了後、令和8年2月16日から3月10日までの期間（※持参の場合は土日祝日除く）に申請してください。  
※令和8年1月以降に補助金交付対象者へ別途ご案内する予定です。

### （1）電子申請

右の二次元バーコードから入力フォームにお進みください



### （2）窓口、郵送

申請書に所要事項を記入の上、申請期間内にお住いの地域を管轄する下記の「問合せ・提出先」にご持参いただくか、郵送してください。（郵送の場合は当日消印有効）

電子申請入力フォーム

## 問合せ・提出先

事務所名等	所在地	電話番号	所轄区域
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872	鳥取市、岩美郡、八頭郡
鳥取県中部総合事務所農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3161	倉吉市、東伯郡
鳥取県西部総合事務所農林局農業振興課	〒683-0054 米子市糀町一丁目160	0859-31-9383	米子市、境港市、西伯郡、日野郡